

【水洗便所改造資金融資あっせんの概要】

公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備事業の各処理区域内で、原則として供用開始から3年以内にくみ取り便所等を水洗便所に改造する場合、資金の融資あっせんと当該資金に係る利子を補給する制度です。融資の対象となるのは、便所の改造費と排水設備工事費で、台所や風呂場の改造費は含まれません。融資を受けられるのは、市内に本店または支店がある金融機関で、限度額100万円（共同住宅は500万円）、60月以内の元金均等償還となります。

〈手続きの流れ〉 *申請者・・・工事依頼者 *指定工事店・・・工事業者

1. 申請者が指定工事店に工事を依頼、同時に融資あっせん制度を利用することを説明
2. 指定工事店が大崎市に融資あっせん申請書を提出、市が決定通知書を交付
3. 工事完了後、申請者が必要書類を持ち金融機関へ借入申込み

〈融資あっせん申請に必要な書類〉

- ・記入及び押印した「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」
- 「水洗便所改造資金融資依頼書」
- 「口座振込依頼書」

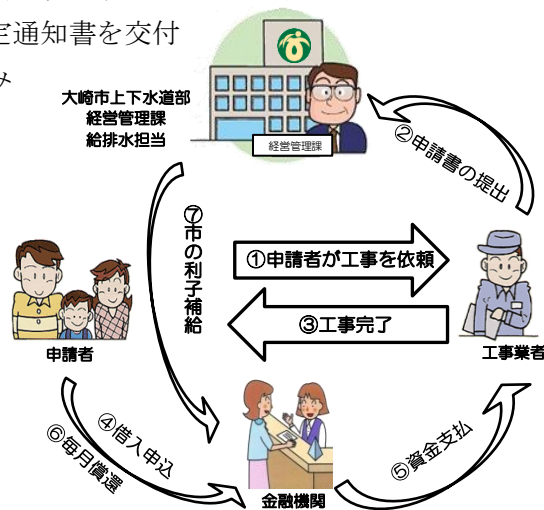
○申請者分

- ・排水設備工事見積書
- ※納税証明書（最新年度のもの）
- ※所得証明書（最新年度のもの）
- ・借家の場合は所有者の承諾書と印鑑証明書

○連帯保証人分

- ※納税証明書（最新年度のもの）
- ※所得証明書（最新年度のもの）
- ・印鑑登録証明書

（連帯保証人・・・県内在住で弁済能力があること、申請者と同世帯の方も可）



※所得証明書・納税証明書は、市の保有する公簿等の閲覧の同意があれば省略可（市内在住の方のみ）

*添付書類は市が確認するための書類です。証明書等は原本を提出ください（確認後、原本はお返しします）。金融機関で借入手続きをする場合は、金融機関ごとに別途書類の提出が必要になる場合がありますので、借入する金融機関へご相談ください。

〈審査基準〉

*市町村民税・固定資産税の滞納がないことと、融資の対象とならない工事費が含まれていないこと。
ただし、融資あっせんの決定なので留意のこと（融資を決定するのは金融機関です）。

〈金融機関へ借入申込する際に必要な書類〉

- ①融資あっせん可否決定通知書
- ②水洗便所改造資金融資依頼書
- ③排水設備竣工検査済証の写し
- ④口座振込依頼書（排水設備工事業者の口座に入金されます）
- ・金融機関から指示された書類

※①～④については、市が発行し、指定工事店を通して申請者へ交付される書類になります。